全国児童福祉主管課長会議

【別冊資料】

(地域子ども・子育て支援事業(交付要綱(案))

平成28年2月23日(火)雇用均等・児童家庭局

目 次

1.	平成28年	拝度子ども・	子育て支援交付金の交付について	•		•	•	1
----	-------	--------	-----------------	---	--	---	---	---

- 2. 平成28年度子ども・子育て支援整備交付金算定基準案 ・・・・・97
- ※ 本資料については、現時点における案であり、今後、内容等に変更が生じ る可能性があります。
- ※ 「P」等となっている、現在調整中の基準額については、調整が終了後、 別途ご連絡させていただきます。

府子本第号平成年月

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣 (公印省略)

平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成28年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨 通知されたい。

平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の 規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村子ども・子育て 支援事業計画(以下「事業計画」という。」に基づく措置のうち、同法第59条に規 定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、 子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。
 - (1)利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号)の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号)の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(平成27年7月17日 府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号)の別紙に定める 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号)の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発05 21第8号)の別紙に定める放課後児童健全育成事業 (6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529 第14号)の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発052 9第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8)養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発05 29第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(11) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238 号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(12) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12 号)の別紙に定める病児保育事業

(13) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(交付額の算定方法)

- 第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1)第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支 出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 第2欄の各区分ごとに、(1) により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。
 - (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4にお

ける「特定分」及び「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなけれ ばならない。
- (7)事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に 報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の 一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行 わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合 は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大 臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させる ことがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による 調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、か つこれらを交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはそ の承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源 の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8) までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7) 及び (8) 中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4) 及び (8) 中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

- 第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道 府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、市町村から(1) の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定)

- 第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2 か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
- 2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、 交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内 にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の 範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。
 - (1) 市町村長は、平成29年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、市町村から(1) の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成2 9年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙 様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。 (交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその 額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について 国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法 又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてそ の定めるところによるものとする。

1事業	2 区分		3 基準額		4対象経費	5負担割合
利用者支援事	利用者支援事	1 基本型	1か所当たり年額	7,066,000円	利用者支援 事業の実施	玉 1/3
業	業	2 特定型	1か所当たり年額	2,722,000円	に必要な経	
		村がた成26年10 いた成26年10 いた成26年10 ではたがだの月からでは、では、での月からでは、での月からでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ついては、以下のいずれかの要件 る施設であること 1 市町村当たりのか所数は、平成2 月1日又は平成27年10月1日時点の で除して得られた数(小数点以一 いものを上限とする。 村内の認可保育所及び幼保連携型 25年10月1日、平成26年10月1日で 時点の定員充足率が市町村内全体	#を満たす市町 25年10月1日、 00~5歳 下切上げ)の 型認定正成27年10 で100%以上で 型認定こども園 で8第1項に規	費	都道 府県 1/3 市町村 1/3
		3 母子保健型(1)保健師等	3 母子保健型 (1)保健師等専門職員を専任により配置する場合 1か所当たり 8,563,000円			
		(2)保健師等	専門職員を兼任により配置する場 1か所当たり			
		して事業 持してい 下の基準 ・保健師	「年度において、1か所に複数の見を実施し、かつ、引き続き同様のる市町村は、(1)(2)の基準額額を適用することができるものといいままでは、1 市町村当たりができるものといいます。	の事業形態を維 類によらず、以 さする。 14,988,000円		

1市町村当たり 21,382,000円

- ※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師 等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の 交付金や補助金等から交付されている場合については対 象としない。
- 4 開設準備経費(改修費等)

(1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円

(2)母子保健型

1か所当たり 4,000,000円

※ (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。

延長保 延長保 1 一般型 育事業 育事業

(1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員 施に必要 20人以上)

延長時間区分	
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業 (定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28, 100円

工 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193, 100円

延長保育 事業の実 な経費

(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2~3時間	2, 166, 000円
4~5時間	4,736,000円
6時間以上	5, 493, 000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自	30分	300,000円	300,000円	300,000円
園	1時間	1,045,300円	1,034,000円	944,000円
調	2~3時間	1,311,000円	1, 282, 000円	1, 192, 000円
理	4~5時間	3,658,000円	3,607,000円	3,463,000円
等	6時間以上	4, 194, 000円	4, 120, 000円	3,976,000円
	30分	300,000円	300,000円	300,000円
そ	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
0	2~3時間	1, 166, 000円	1, 138, 000円	1,048,000円
他	4~5時間	3,065,000円	3,014,000円	2,870,000円
	6時間以上	3,401,000円	3, 327, 000円	3, 183, 000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する 方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設 から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウにお いて同じ)

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自	30分	276,000円	276,000円	276,000円
園	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
調	2~3時間	1,993,000円	1, 205, 000円	1, 180, 000円
理	4~5時間	4, 357, 000円	3, 365, 000円	3, 319, 000円
等	6時間以上	5,054,000円	3,858,000円	3,791,000円
	30分	276,000円	276,000円	276,000円
そ	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円

0)	2~3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
他	4~5時間	3, 279, 000円	2,819,000円	2,773,000円
	6時間以上	3,792,000円	3, 128, 000円	3,061,000円

工 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自	30分	200,000円	150,000円
園	1時間	414,000円	215,000円
調	2~3時間	747,000円	397,000円
理	4~5時間	1,966,000円	1,360,000円
等	6時間以上	3,304,000円	2,442,000円
	30分	200,000円	150,000円
そ	1時間	399,000円	200,000円
0	2~3時間	699,000円	349,000円
他	4~5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,608,000円	1,745,000円

2 訪問型

(1)保育短時間認定(児童1人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193, 100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2~3時間	349,000円

		4~5時間 606,000円 6時間以上 862,000円 7 その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) 延長時間区分 30分 150,000円 1時間 200,000円 2時間以上 300,000円 2時間以上 300,000円 2時間以上 300,000円 1 ま満の施設にあっては、該当する1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。	
実収る給行業徴係足を事	収に係	 1 給食費(副食材料費) 生活保護世帯等に属する児童(※) 1 人当たり月額 4,500円 ※ 1 号認定に限る 2 教材費・行事費等(給食費以外) 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円 	実に足行の必費
事業者の参し 促進・	多事の促能用な者入・活業	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 400,000円 2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円	多業入能事施な様者促力業に経動がの進活の必費に経費
放児全事業	放 児 全 事 定分)	1 放課後児童健全育成事業 (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1~19人の支援の単位 1,447,000円-(19人-支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円 (イ)構成する児童の数が20~35人の支援の単位 3,744,000円-(36人-支援の単位を構成する児童の数) ×25,500円	局別放童成実要(費長添課健事施な飲を通1後全業に経食を知の児育の必費物除

- (ウ)構成する児童の数が36~45人の支援の単位 3,744,000円 (3)
- (エ)構成する児童の数が46~70人の支援の単位 3,744,000円 - (支援の単位を構成する児童の数-45人) ×31,500円
- (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,917,000円

- イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)×15,000円 (1日8時間以上開所する場合)
- ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)
 - (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×298,000円
 - (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 134,000円
- (2) 年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所(特 例分)
- ア 基本額(1支援の単位当たり年額)
 - (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,304,000円
 - (イ)構成する児童の数が1~19人の施設

958,000円

- イ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000円
- ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助に ついては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。
 - ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
 - ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合
- ※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。

- 2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)
- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27 整備事業 年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」とい「必要な経 う。) 別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合

13,000,000円

放課後子

ども環境

の実施に

イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項 目において同じ。)を含まない場合(アを除く)

12,000,000円

- ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 12,600,000円
- (2) 放課後児童クラブ環境改善事業
 - ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施 する場合
 - (ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業 所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施す る場合 2,000,000円
 - (イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円
- イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) 1,000,000円
- ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) 1,600,000円
- (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円
- (4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円
- ※ 開所準備経費については平成28年度に支払われたものに 限る。

3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)

(1) 障害児受入推進事業

1,748,000円 | 童クラブ

支援事業 の実施に

(2) 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

3,052,000円 | 必要な経

イ 移転関連費用補助

2,500,000円 費

ウ土地借料補助

6,100,000円

放課後児

		i
	(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 454,000円	
	※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	
	 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1,581,000円 	放課後援援過等等等等等等
	(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、 地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常 勤職員を配置 2,932,000円	の実施に 必要な経 費(給料、
	※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	(時間外
	2 障害児受入強化推進事業1 支援の単位当たり年額 1,748,000円	障害児受 入強化推
	※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	
1		1

小規模放課後児童クラブ支援事業

小規模放

1 支援の単位当たり年額 544,000円 課後児童

放課 金 章 章 章 般分)

		※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	
		(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業ア 2歳未満児、慢性疾患児年間延べ日数 × 8,630円イ 2歳以上児年間延べ日数 × 4,720円	子期業に経費に経費
		(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア 夜間養護事業 (7) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (1) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円 2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 ※ 平成28年度に支払われたものに限る。 ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。	
庭全戸	乳庭訪業		

		2 1 以外の市町村 乳児家庭全戸訪問 乳児家庭全戸訪問 事業による家庭訪 ー 事業の対象となる × 20% 自数 全家庭数	
養育支援訪問事業	養育支援訪果	1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円 2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円	養 訪 の 必 費
子を地ッ一能事ど守域トク強業もるネワ機化	地域ネ ットワ ーク機	 (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円 (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 	子 守 ネ 一 強 の 必 費と る ッ ク 化 実 要も 地 ト 機 事 施 なを 域 ワ 能 業 に 経
育て支		1 運営費(1か所当たり年額)(1)一般型ア 基本分(7)3~4日型	地域 子育 拠 て 点 事 能 に 必

	・常勤職員又は非常勤職!	員を3名以上面	2置する場合
	10 200 1000		5,021,000円
	・常勤職員又は非常勤職」	員を2名配置す	
			3,723,000円
	(イ)5日型		
	・常勤職員を配置する場合	合	7,803,000円
	・非常勤職員のみを配置	する場合	4,562,000円
	(ウ)6~7日型		
	・常勤職員を配置する場	合	8,317,000円
	・非常勤職員のみを配置	する場合	5,400,000円
の置きを	(イ) 及び(ウ) について、 交付対象事業について」 (小規模型指定施設)の 続き同様の事業形態を維持 配置した場合」の補助基 とする。	1 (5) ③セ 場合を除く) 時している場	ンター型(経過措 として実施し、引 合は、『常勤職員』
1	加算分 ア)子育て支援活動の展開を	- 図 ス 形 知	
()	7) 1月(又仮伯勤の展開で	3~4日型	1,300,000円
		5日型	3, 240, 000円
		6~7日型	2,920,000円
(/	()地域支援	3 117 11	1,360,000円
(2)	出張ひろば		1,398,000円
(3)	小規模型指定施設		
ア	基本分		2,694,000円
イ	加算分		1,363,000円
(4)	連携型		
ア	基本分		

3~4日型

5~7日型

1,770,000円 2,754,000円

460,000円

(2)

(3) ア 1

(4)

加算分

要な経費

2 開設準備経費(1か所当たり年額)

(1) 改修費等

1か所当たり 4,000,000円

- (2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 1か所当たり 600,000円
 - ※ (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。

一時預一時預1運営費 かり事 かり事 (1) 一般型 業 業

ア 特別利用保育等対象以外の児童(1か所当たり年額)

(ア) 基本分

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用 児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされ た家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9, 140, 000円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,331,000円
300人以上900人未満	1,500,000円
900人以上1,500人未満	2,700,000円
1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5, 100, 000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

(4) 基幹型施設加算 1,010,000円

一時預か り事業の 実施に必

要な費用

イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額)

(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する 特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第 2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児 童。)

(7) 平日分 400円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

100円

(2) 幼稚園型(児童1人当たり日額)

ア 在籍園児分

- (ア) 基本分(平日の教育時間前後において標準4時間以下 (教育時間との合計が8時間以下)の利用や長期休業期 間の平日の8時間以下の利用)
 - ① 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

400円

② 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円

(10円未満切り捨て)

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の8時間以下の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

100円

イ 在籍園児以外の児童分

(ア) 8時間以下の利用

800円

(イ) 長時間加算

100円

- ※ 公費支援の総額(1施設当たり年額)は、9,140,000円を上 限額とする。
 - (3) 余裕活用型(児童1人当たり日額)

2,100円

(4) 居宅訪問型(児童1人当たり日額)

利用時間4時間以上

8,200円

利用時間4時間未満

4,100円

2 開設準備経費(1か所当たり年額)

(1) 改修費等

4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分)

600,000円

		※ (1)(2)とも平成28年度に支払われた※ (2)は一般型に限る。	ものに限る。	
病 児 保育事業	病育 (分業)	 病児対応型(1か所当たり年額) (1)基本分 (2)加算分 	2,417,000円	病児保育 事業に必要 な経費
	未复)	年間延べ利用児童数 基準額 504,000F 50人以上50人未満 504,000F 200人以上400人未満 2,518,000F 400人以上600人未満 6,294,000F 600人以上800人未満 7,804,000F 800人以上1,000人未満 9,818,000F 1,000人以上1,200人未満 11,832,000F 1,200人以上1,400人未満 13,846,000F 1,400人以上1,600人未満 15,860,000F 1,600人以上1,800人未満 17,874,000F 1,800人以上2,000人未満 19,888,000F 2,000人以上	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
		(3)普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) ※ ア及びイとも平成28年度に支払われた (4)送迎加算(P) 2 病後児対応型(1か所当たり年額) (1)基本分 (2)加算分 年間延べ利用児童数 基準額 10人以上50人未満 401,000 50人以上200人未満 2,207,000 200人以上400人未満 3,109,000	2,006,000円	

400人以上600人未満

5,015,000円

600人以上800人未満	6,820,000円
800人以上1,000人未満	8,726,000円
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円
1,800人以上2,000人未満	18, 255, 000円
2,000人以上	20,160,000円

(3) 普及定着促進費 (開設準備経費)

ア 改修費等

4,000,000円

イ 礼金及び賃借料(開設前月分)

600,000円

- ※ ア及びイとも平成28年度に支払われたものに限る。
- (4) 送迎加算 (P)
- 3 体調不良児対応型(1か所当たり年額)
- (1) 基本分

4,310,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,150,000円)

- ※平成26年度以前から実施する施設、または平成27年 度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施 する施設の場合
- (2) 送迎加算 (P)
- 4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 6,882,000円

(ただし、実施期間が6か月未満の施設にあっては、 3,441,000円)

病育定低者分算児 (分所減加)

- 病 児 保 1. 低所得者減免分加算 (病児対応型)
 - (1) 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員 施に必要

(2) 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年 法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に 困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額

病児保育実施に経費な経費

については、被保護者世帯と同額とすること。

- 2. 低所得者減免分加算 (病後児対応型)
- (1) 生活保護法による被保護者世帯

5,000円 × 年間延利用人員

(2) 市区町村民税非課税世帯

2,500円 × 年間延利用人員

※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要 保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認 めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯 と同額とすること。

育事業 (一般 分)

病 児 保 1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供 事業の実 や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,417,000円 施に必要

病児保育 な経費

- 2 病後児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供 や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,006,000円
- 3 体調不良児対応型 (1か所当たり年額) 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、 2,150,000円)
 - ※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施 する施設の場合

援助活援助活 (1)基本事業 動支援 動支援 事業(| 事業(ファミファミ リー・リー・ サポーサポー ト・セト・セ ンターンター 事業) 事業)

- 子育て 子育て 1 運営費(1市町村当たり年額)

ア 基本分

会員数	基準額
50人~ 99人	1,800,000円
100人~ 299人	2,000,000円
300人~ 599人	2,800,000円
600人~ 999人	4,000,000円
1,000人~1,499人	8, 100, 000円
1,500人~1,999人	12, 100, 000円
2,000人~2,999人	16, 200, 000円

子育て援 助活動支 援事業(フ アミリー ・サポー ト・セン ター事業) の実施に 必要な経 3,000人以上 20,200,000円

イ 加算分

(ア) 支部の設置か所数に応じた加算

・10か所以上

10, 100, 000円

・10か所未満

支部数×1,000,000円

(イ)24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事 故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 360,000円

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

	dela Note de la
預かり等の利用件数	基準額
~59件	1,800,000円
60件~119件	2,400,000円
120件~199件	3,800,000円
200件~299件	5,700,000円
300件~399件	7,700,000円
400件~599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ 加算分

(ア)近隣市町村会員受入

1,000,000円

(イ)初年度体制整備(事業開始年度に限る) 4,000,000円

- (3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭 等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円
- 2 開設準備経費(1市町村当たり年額)

(1) 改修費等

4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料(開設前月分)

600,000円

※ (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。

平成28年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名

	備考		
		うち国庫補助金相当額	E
		支出済額	Æ
	発	うち国庫補助金 相当額	E
共団体		予算現額	E
地方公共団体		本	
		収入済額	E
	歲入	予算現額	E
		本	
	補助率		
H	ग	交付決定の額	E
	п	歳出予算科目	

- 1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2 (平成28年度子ども・子育て支援交付金交付申請書)

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長

平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫交付金交付申請額 特 定 分 金 円 一 般 分 金 円 合 計 金 円
- 2 平成28年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)
- 3 平成28年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

別表1

平成28年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

				-				
事業名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
	①	2	(3)(1)-(2)	4	②	9		8
	田	田	H	Æ	田	Æ	Н	Æ
1. 特定分								
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業	\setminus							\setminus
事業費合計								1/3
低所得者減免分加算合計								1/3
特定分 計								
T. 一般分								
利用者支援事業								1/3
基本型及び特定型								13
母子保健型								13
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
新規参入施設等への巡回支援								173
認定こども園特別支援教育・保育経費								13
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
短期入所生活援助事業								43
夜間養護等事業								173
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
一時預かり事業								1/3
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								43
幼稚園型								473
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
一般分 計								
合計								
(記入上の注意)								

(記入上の注意)

(1807年の元本で、文付要細の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。 2. ⑥欄には3欄、4棚及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。 3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。 4. ⑧欄には、①欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

1. 利用者支援事業

市町村名

国庫補助 基準額 ③					
対象経費の 支出予定額 ②					
か所数 ①					
類型	1. 基本型	2. 特定型	小計(1+2)	3. 母子保健型	合計(1~3)

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

国庫補助	基準額	(12)						
対象経費の 費 支出予定額		(1)						
開設準備経費		(1)						
配置 計		9						
職員の配 員 補助職員		8						
期	専任職員	7						
事業実施 時間 (1日あたり)		6						
事業実施 日数 (週あたり)		9						
事業実施 月数		4						
■		3						
実施場所 選		2						
女	T T	①						
- SA	2		-	2	က	4	2	냳

(記入上の注意)

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他、未定から該当するものを選択すること。 2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。 3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。 4. ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(2)特定型

総可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員3 を条件 認可保育所及び認定こども園の数が100以上 ② 特定市町村又は待機児童50人以上(H27.4.1時点	韓 路 韓

									,
	国庫補助	基準額	(14)						
	対象経費の	不定	(I3)						
	開設	準備経費	(13)						
	nl-ml	盂	(1)						
É	職員の配置	補助職員	(1)						
, T.Z. / .4. I LT	離	専任職員	6						
 여서대의 연구(1977년 1900년 1907년 1977년	事業実施品	1日あたり)	8						
	事業実施口数	ロ数 (週あたり)	7						
特任品型机	事業実施	万数	(9)						
)	4/七沙里	世 日 日	(5)						
	1. 日本市	米馬を見る	4						
9	なな	Į Į	3						
(5.5)	No.	j Z		1	2	3	4	2	計

記入上の注意

①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。 ②欄は、特定型の補助要件として交付要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「〇」を付すこと。 ④欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパー ト・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他、未定から該当するものを選択すること。 બં છ

⑤欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。 ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。 4. 12. 0.

⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(3)母子保健型

			(i
国庫補助	基準額		<u>.</u>					
対象経費の	出予定		(1)					
開設	準備経費		(13)					
1. 中野社	当たり単一角の適用	の右無	=					
	盂		(2)					
り配置	補助職員		6					
職員の	專門職員	(兼任)	8					
	保健師等	(章任)	(
事業実施		(1日あたり)	9					
事業実施	田数	(週あたり)	(D)					
Ð #	事 未 別 別 別	X C	4					
	運営主体		<u></u>					
	実施場所		©					
	名本		\bigcirc					
	<u>9</u>			_	2	3	丰	

(記入上の注意

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、 民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他、未定から該当するものを選択すること。

③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。 2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。

①欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用す る場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、①欄は計欄のみ記載すること。 4.

⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。 IJ.

2. 延長保育事業

1.②③編には「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準 時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

国庫補助 基準額	8												
対象経費の 支出予定額	7												
短時間認定 在籍児童数	(0)												
平均対象児童数	(S)	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
延長時間	4	前合	後算	前合	領	前合		前合		前合	棘	\	
事業実施 月数	3					-		-					
実施施設 の類型	2												
実施施設の名称	①												\setminus
													•

・②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども図」「小規模へ・B」「小規模の「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
 3. ④欄は、実施要額4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
 4. ⑤欄は、実施要額4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
 5. 「個欄は、実施要額4(1)④に基づく延長時間を記入すること。(例:前05後05合算1)
 6. 「個個は、実施要額4(1)④に基づく取り表別理整を記入すること。(例:前05後05合算1)
 6. ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を記入すること。(小数点以下第1位を四倍五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

国庫補助 基準額	8												
対象経費の 支出予定額	7												
平均対象児童数	6	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
延長時間		前	後	荆	後	荆	後	前	後	荆	後		
自園 調理等	4											/	\setminus
事業実施 月数	3												
実施施設 の類型	2												
実施施設の名称	①												
No.		-	-	·	٧	·	2	,	4	Ľ	,	#	<u>.</u>

1.②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」 のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。3. ④欄は、自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。4. ⑤欄は、実施要緇4(1)④に基づく延長時間を記入すること。5. ⑥欄は、実施要緇4(1)④に基づく平均対象児童数を記入すること。

(3)訪問型(保育短時間認定)

国庫補助 基準額	3													
対象経費の 支出予定額	(9)													
年間延ぐ 利用日数	5	前	級	前	級	前	後	前	級	前	後	前	級	
延長時間	4	前合	後	前	後	前	後	前	後	前	後	\	\	
事業実施 月数	3													
実施施設 の類型	2													
実施施設の名称	①											\	\	
<u>Š</u>		-	-	¢	7	¢	,	_	4	L	0	4	<u> </u>	ļ

(記入上の注意) 1. ②欄は、実施施数の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、実施報数の場合は「男子演の部分については切り捨てた値を記入すること。 3. ④欄は、実施要は(2.9(ご書と行進長時間を記入すること。 延長時間に結繁が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前05後05合算1) 4. 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4)訪問型(保育標準時間認定)

	国庫補助 基準額	0												
	対象経費の 支出予定額	6												
	年間延べ 利用日数		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
	延長時間	4	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後		
	事業実施 月数	3											/	/
, A-	実施施設 の類型	2												\
4.30回至(不再你干好间歇人)	実施施設の名称	①											/	\
	-S		+	_	c	7	·	2	,	t	Ц	2	#	<u> </u>

(記入上の注意) 1. ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。 3. ④欄は、実施要綱4(2)④に基づく延長時間を記入すること。

別表2

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

田市北田	三年補助 基準額	4				
各	対象を対して対して対して対して対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	3				
数(延月数)	教材費·行事費等 (給食費以外)	2				
支給児童数	給食費 (副食材料費)	\bigcirc				
			1号認定	2号認定	3号認定	合計

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村名

(m)			
国庫補助 基準額 (
対象経費の 支出予定額 ②			
か所数 ①			
類型	1. 新規参入施設等への巡回支援	2. 認定こども園特別支援教育・保育経費	合計

(記入上の注意)

1.②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

								1
国庫補助 基準額	②	\	\	\				
対象経費の 支出予定額	4			\	\	\		
事業実施月数	(O)							
施設類型	(2)							
No. 支援対象施設の名称	$lue{\mathbb{D}}$							·
№		-	2	က	4	2	별	1= /

(記入上の注意)

1. ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2)認定こども園特別支援教育・保育経費

国庫補助 基準額	(5)						
対象経費の 支出予定額	4						
対象児童数 (年間延数)	3						
施設類型	2						
施設名称	①						
No.		-	2	3	4	2	盂

(記入上の注意)

1. ②欄は、以下から該当するものを記入すること。

「ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、 ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、 エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、 オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、 キ. 保育所型、ク. 地方裁量型

③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人・・・・ の場合、3人+4人+5人+・・・の合計値) また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。 ٥i

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

1. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	E	田
放課後子ども環境整備事業	E	田
放課後児童クラブ支援事業	E	田
合計	E	田

(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

1. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	E	E
障害児受入強化推進事業	E	E
小規模放課後児童クラブ支援事業	E	E
合計	E	田

(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

1. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上

市町村名

		1 1 1	国庫備助 基準額	(£	(15)	£											
			の大田のでののでは、一般では、一般に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	((J4)	£											
			速中預別 年月日	((13)												
			新規網別 年月日 	((ZI)												
			分割	(か所
	が10人来	#US'	その他厚生労働大田が調み	る場合													
	児童の数が10人未	Į	山間地、 漁業集 及っきも	及び離局	<u>(8)</u>												
		ļ	単数の	(8	Y											
			長時間開発所加 開外加	性		開報											
		長期休暇等分	開所時間	(9		}	?	₹	₹	₹	₹	₹	₹	₹	?	
Ç	光		長時間開票 開票 共和	# 性 記 数 後	(2)	開報											
111111111111111111111111111111111111111	開外状況	平日分	開所時間	((4)		?	?	₹	₹	₹	₹	₹	₹	₹	`	
		開所日数	型 京 京 教 教	(a)-250	(3)	П											
			年間開所 日数(a)			Ш											
(7.)周別日数430日以上			事業者名 年間開F (クラブ名) 日数(a		\Box		-	2	3	4	2	9		8	6	10	合計(か所)

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ④⑥欄は、「平日」と「長期体暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
3. ⑤⑦欄は、小数点第3位を切り捨てること。
4. ⑤及び⑩欄は該当するものに「1」を記入すること。
5. ⑪欄は、中度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
6. ⑪欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
6. ⑫欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

(1)放課後児童健全育成事業(イ)開所日数200日~249日

市町村名

			国庫補助 基準額	(15)	EC										
-			対象経費の 女出予定額	(14)	H										
			途中閉所 年月日	(13)											
		1	新規開所 年月日	(12)											
			分割	(1)	丫										か所
-	児童の数が10人未	拒	その他厚 生労働大 臣が認め る場合	(1)											
_	児童の数	***	山間地、 漁業集 落、今き地 及び離島	6											
	川用者に対する	ズ調査	調果 香記数 箱童	8	Y										
	利用者	<u> }</u> 	調香 本	(C)											
		1	記 単数 の	(9)	\prec										
		長期休暇等分	開所時間	(2)	?	?	₹	?							
	開所状況		馬里 開子計 質之 時 時 時 開	4	贈報										
	開所	平日分	開所時間	3	?	2	?	?	?	?	?	?	ł	?	
			年間開所 日数	3	Ш										
~249H				Ð											か所)
(4) 期別日数200日~249日			事業者名 (クラブ名)												- 本
(イ))					-	2	က	4	ည	9	7	∞	6	10	qп

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。

0, ω, 4,

 ③⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
 ④欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 ①欄は、小数点第3位を切り捨てること。
 ①欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。
 1 すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。
 2 時間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用・すべての利用用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。
 ②履備は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
 「利用者に対するニーズ調査」の希望数を記入すること。
 「利用者に対することが認力の発展は、市町村において5年間保存すること。
 ①及び⑩欄は該当するものに「1」を記入すること。
 ①履は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 ①欄は、年度の途中にクラブ又は立援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
 ①欄及び③欄は、新規開所又は途中開所する(した) 年月日を記入すること。 70.00, 12.00, 00

3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア) 放課後児童クラブ設置促進事業

出	五	0	E					
计备效带分	2000 大田予定額	9	EC					
1917年4日十	TEMでは割計画 策定の有無	(E)						
事業内容	備品購入等	(4)	を記入すること					
事業	改	(3)	該当するものに「」を記入すること					
	事業実施場所	(2)						
	事業者名(クラブ名)	(I)						か所
	 		-	2	3	4	2	仙

(記入上の注意)

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所 (例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。 2. ⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1/を記入すること。

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

							_
国庫補助基準額	(6)	Œ					
対象経費の支 出予定額	(5)	£					
市町村行動計 画策定の有無	4						
幼稚園、認定こ ども園等におけ る実施の有無(新 規クラブ)	3						
事業実施場所	2						
事業者名(クラブ名)	①						か所
laili.		1	2	3	4	2	信

(記入上の注意)

1.②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。2.③欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用等を支弁する場合に「1」を記入すること。3.④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

	事業者名(クラブ名)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		①	2
_		E	E
2			
3			
4			
5			
캶	当 ゆ		

(工)倉庫設備整備事業

国庫補助基準額 (2)	Œ					
対象経費の支出 予定額 ①	Ы					
事業者名(クラブ名)						近 ゆ
	-	2	3	4	2	台

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

国庫補助基準額	4	E										
対象経費の支出予定額	3	E										
年度途中から支援 員等を配置又は配 置できなくなった クラブについて、 支援員等の配置月 数	2	7月										
事業所名(クラブ名)	①											合計 (か所)
יוושן.		1	2	3	7	9	9	L	8	6	10	

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。2. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を②欄に記入すること。

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (賃借料補助)

市町村名

国庫補助 基準額	(6)	Œ					
対象経費の実支出額	(5)	E					
市町村行動計 画策定の有無	4						
年度途中から 事業を実施又 は実施しなく なったクラブ について、そ の実施月数	3	7月					
事業実施場所	2						
事業所名(クラブ名)	①						合計 (か所)
luli.		-	2	3	4	5	

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

3. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を③欄に記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (移転関連費用補助)

事業美胎場所 対象経費の 国庫補助 クラブ名) 移転前 移転後 妻女出額 基準額 (カ所) (カ所)	(二) 以外及ご用ノフィ年四人)女子米(心社)対年見7日1年97		X A X 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1		
移転前 移転後 対象総費の 国庫補助 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		事業実	施場所		
© ©	事業所名(クラブ名)	移転前	移転後	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ET.	①	②	3	4	(S)
				E	E

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブA」「OOクラブB」等と区分して記入すること。2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

別表2 (3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助)

г		1	1				1	1
	国庫補助 基準額 (4)							
	対象経費の 実支出額 ③							
	実施主体 ②							
	事業所名(クラブ名)						合計 (か所)	
l		_	2	က	4	2		ı

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ)放課後児童クラブ送迎支援事業

国庫補助 基準額	4	E					
対象経費の 実支出額	(3)	Œ					
#	2	月々					
事業所名(クラブ名)	①						合計 (か所)
ledi		1	2	3	4	5	

(記入上の注意)

1.①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。2. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を②欄に記入すること。

I. 一般分

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

市町村名

		国审補助	其准額	<u> </u>	®												
		対象経費の	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	I K	@												
			要望・苦 児童虐待 情への 早期発見 _{対す} ・の配紹	早期発見への取組	₽												
	() 車車	Т	呈·责备	を く を を を を を を を を を を を を を を を を を を	99	-8こと											
	東東米のユー 七郎はずま	;)]		治な策	(2)	等を記入する											\setminus
	キたる担	1		の連絡・ 情報共有	(E)	に主な取組内容等を記入す											\setminus
			サイギを	十校 に 別 単純 土 有	(2)	該当欄に主											\setminus
				その他の内容	(13)												\setminus
				からも	=												
	1項目	I		气气	9	入すること。											\setminus
	信余改善古名給与項			手当の内容	6	については、内容を具体的に記入すること。											\
	湘山			汇	@	Wint.											\setminus
				架													\
を配置				幸		人 該当欄											\
する職員	1	河金砂	する法権を教験		<u>(O</u>)												
担当として従事		14 EB	HTH	長期休暇等分			ł	1	1	ł	ł	2	2	2	2	1	\setminus
育成支援に主	開所状況	288			4		1	?	?	1	1	₹	₹	₹	₹	?	\setminus
報交換等の			年間開所日 数 平		(m)												
(ア)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置	年度途中から事業	を実施又は実施し	なくなったクラブに	りいて、 中の東衙 戸数	0	4月											
学校等と		1	(クラフ名)		Θ												丰
(ア)家庭、		i :	事業者の名称(クラフ名)				1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	4 0

・100/4100/4100/42 1.00/4100/42/42 2.②梅には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。 3.⑩梅は1円未満の端数は切り捨てること。

R 連やアースの 放課後子供教室と 対 非体的な場 内容等を関係 の打ち合わせ、協議 関 内容等を関係 の打ち合わせ、協議 機関と終済・協 会への参加 議 かん 主たる担当としての従事項目 9 児童館やそ の他公共施 設等の積極 的活用 お域組織と の情報交換 や相互交消 その他の内容 その他 河 賃金改善する給与項目 ついては、内容を具体的に記、 手当の内容 ② 8 該当欄にOを付すこと。③①欄 計 基本給 **6** 賃金改善する従事 者を従事 者数 長期休暇等分 2 2 2 ? ? 2 ? 2 ? 開所時間 平田分 2 ? 2 ? 2 2 ? ? 年間開所日 数 (m) 年度途中から事業 を実施又は実施し なくなったクラブに ついて、その実施 月数 事業者の名称(クラブ名) 盂 **√**□

国庫補助 基準額

対象経費の 支出予定額

£

@

(E)

実施 主な取組内容

①価は、支援の単位ことに作成することと、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
 ②価値には、存储を作から事業を指えは実施しなべなったラブについて、その実施月数を記入すること。
 ③価値に対策が構備には、技算後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ことに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
 ④価値に 日来満の機数は均少指ちること。

(5) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	障害児数	年度途中から支援員 等を配置又は配置で きなくなったクラブ について、支援員等 の配置月数	対象経費の支 出予定額	国庫補助基準額
(8			②
	Y	ヶ月		
2				
3				
4				
2				
9				
7				
8				
6				
10				
合計 (か所)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

^{2.} 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を③欄に記入すること。

別表 2

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

	国庫補助基準額	9	E			
市町村名	対象経費の3 出予定額		E			
	4 を 女 () () () () () () () ()	(4)				
	放課後児童: 援員等数	3	Υ			
業	児童の数	(2)	人			
小規模放課後児童クラブ支援事業	事業所名(クラブ名)	(1)				合計 (か所)

7

က

2

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。 2. ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

市町村名

6. 子育て短期支援事業

国庫補助 基準額	3			
対象経費の 支出予定額	(2)			
か所数	①			
類型		1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業	合計

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

				利用	利用児童数(延ベ日数	数)			
Š.	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	2歲未滿児·慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親	開設 準備経費	対象裕費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	2	3	4	(2)	9	7	8	6
-									
2									
3									
4									
5									
丰									

(記入上の注意)

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
3. ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
4. ①欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

				利用	用児童数(延ベ日数)	1数)				
S O	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別のは	夜間養護事	獲事業	来 旦 恕 47 三 華	児童の送当の事権	開設進備終費	対象経費のサモルの	国庫補助工業
			えば 里親や保育士等の数	基本分	宿泊分	米井のでは日本		式 ! !	コンコンド	音 十 (
	1	2	3	4	(2)	9	7	8	6	(10)
-										
2										
လ										
4										
5										
盂		\setminus								
11,	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \									

(記入上の注意)

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
3. ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
4. ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名

2 4 1	国庫備助 其進額	-	8	
Ħ	対象格徴の サモル 中田 から	,		
1	奶妈对米 家庭数×20%	Ķ	$(6)(5) \times 0.2$	
₩ T BB T=	扔問对w 家庭教	Į	(5)	
	家庭訪問数		4	
	り実施	専門的相談支援	3	
取り組み内容	を接の	育児·家事援助	(2)	
	4-7 対庁 4議	K Z	1	

(記入上の注意

1. ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「〇」を記入すること。
2. ②③欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「〇」を記入すること。
3. ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。
5. ⑤欄は、乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数を記入すること。
6. ⑥欄は、⑤訪問対象家庭数に20%を乗じた家庭数を記入すること。(端数処理はしないこと。)

8. 養育支援訪問事業

出来出国	年 福	(2)	
46 公 弗	2000年1月50日 大田予定額 	4	
	助産師等によ る訪問支援	3	
訪問件数	専門的相談支援	2	
	育児・家事援助	1	

(記入上の注意) 1. ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

田本井田	是 工作名	6	
40公弗	グネート 大学 大学 大学 大田子 定額	8	
地域住民への	周知を図る取 組		
5日事業 等 との連携	実施要綱3 (4)②の取組	(6)	
地域ネットワークと訪問	実施要綱3 (4)①の取組	(£)	
地域ネットワー	ク構成員の専 門性向上	4	
地域ネットワー	ク関係機関の 連携強化	3	
職員の専門性強化	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	(2)	1.
調整機関職員	児童福祉司任用資 格取得のための研 修 (講習会)	1	

(記入上の注意)

1. ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。 2. ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「〇」を記入すること。

市町村名

別表2

10. 地域子育て支援拠点事業

国庫補助 基準額 ③					
対象経費の 支出予定額 ②					
か所数					
類型	1. 一般型	5. 出張ひろば(一般型)	3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)	4. 連携型	合計

(記入上の注意) 1. ②③欄には、〔(1)一般型」〔(2)出張ひろば(一般型)」〔(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」〔(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他、未定から該当するものを記入すること。
③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
④欄は、用途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の①のアを利用する親子組数(見込み)を記入すること。
①欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のエの(ア)~(1)のうち該当する記号を全て記入すること。
①欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のエの(ア)~(1)のうち該当する記号を全て記入すること。
①欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のカの(ア)~(1)のうち該当する記号を全て記入すること。
①欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のカの(ア)~(1)のうち該当する記号を全て記入すること。
①欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。
①像は、別問者支援事業実施要綱に変われぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 記入上の注意

(2)出張ひろば(一般型)

1	国庫補助 基準額	(P)						
	対象裕貴の支出予定額	6						
備経費	礼金及び賃借料	<u>@</u>						
開設準(む修費・備品購入費	(c)						
计达型用	子組数日当たり)	©						
	開設時間(1日当たり)	<u>(2)</u>						
	開設日数(適当たり)	4						
ł	事業 用 数 数	<u></u>						
	出張先名称	3						
	出張元名称	P						
	No.		-	2	3	4	2	丰

①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。

③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。

⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。

⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の①のアを利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。 0, 0, 4, 10,

⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数(週当たり)	開設時間(1日当たり)	専任職員の配 置	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回程度実 施)の有無	開設年月日 (H19.3.31以前でなければ対象が)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	Θ	©	®	4	©	9	()	@	6	9	\Rightarrow	(I)	(2)
-													
2													
3													
4													
2													
丰													
Y Ľ≣ <i>)</i>	トの注音)												

く この 注息

②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)の4の/a)を利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
⑤欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)の4の/a)を利用する親子組数(見込み)を記入すること。
⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)の4の/a)を対ける記号を全て記入すること。
①欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)の基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。

- 0. ε. 4. ε. ο. γ. ε.

(4)連携

古代世正	画庫補助 基準額	(14)						
N	る 多様 はの 女出 予定額	(13)						
備経費	礼金及び賃借料	(12)						
開設準	改修費・備品購入費 礼金及び賃借料	(1)						
# # # E	利用者文法事業の実施 業の実施	①						
	地域の子育て力を高 める取組の実施	(9)						
平均利用	親子組数 (1日当たり)	8						
i ((((専仕戦員の配 置	\mathcal{D}						
‡.	開設時間(1日当たり)	9						
1 5	開設日数(適当たり)	2						
Ð #	手 用 一数 配	4						
	運営主体	(3)						
	実施場所	2						
	各	①						
	<u>.</u>		-	2	3	4	2	丰

(記入上の注意

- 0.6.4.6.0.V

②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他、未定から該当するものを記入すること。 ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。 ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。 ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。 ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の①のアを利用する親子組数(見込み)を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。 ⑪欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。 ⑪⑫は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

11. 一時預かり事業

市町村名

	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	Θ		(C)
1. 一般型			
2. 幼稚園型			
3. 余裕活用型			
4. 居宅訪問型			
(1 + 3 + 4)			
(1~1) 무수			
(株才 (- 1711)			

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用型」「(4)居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	*** 対象以外 平日 休日	听 設置主体 非熟表地 特別保育等 特別保育等対象 保育士 《庭的晚報》 研刊 報報 所刊 1数 本来表地 特別保育等 14.28.0748** 文出予定額 基注	##=# 利用見込児童数(年間延人数) 担当職員の配置 開所時 調応日料 は移利性的 情報では 開設準備経費 対象経費の 国庫	基準額基準額		能	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	书	数 (空)	開所日	電	iia l	新 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	H (B)		(数 ≪ ∞ ∞	数(年間 時間 日本	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	新 等 同 同	高校	事業業用 日本	H 田	実施場所②	때\
	3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (50 10 10 10 10 10 10 10						\	\setminus	\setminus										\setminus	\setminus	٢	\setminus

)から該当するものを記入すること。 1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他(

2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑦欄は、平日において4時間/日、⑨欄は休日において8時間/日を超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。

5. ⑩~⑫欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。

6. ①欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。

7. 基幹型施設の場合は、⑥欄に「〇」を記入すること。

9. ⑬⑩欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 8. 地域密着 11型として実施している場合には、①欄に〇を記入すること。

(2)幼稚園型

: : :	国庫補助	基準額		(P)						
1	象経費	支出予定額		<u>(14)</u>						
	開設準備経費	(改修費等)		(13)						
施設当たり年 開発 ペショ	三角、石田兄	公 女 然 (中口・ 存 衛 圏	¶ ₩ @:	(I)						
分)	籍園児以外	Ш	長時間	⊕						
市町木	幼稚園在第	平日十休		9						
[ベ人数)			うち長時間	<u></u>						
m= 1	在籍園児	休日		<u>∞</u>						
込者	幼稚園		うち長時間	(D)						
利		日士		9						
	数	1		(D)						
施設の	Ш	1		4						
	北 雅 十 体	H		(M)						
:	施設所在地	市町村名		0						
	ク特			Θ						
	2	₹			_	7	3	4	2	†÷

1. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2.④禰は、長期休業期間の平日に実施する場合もカウントすること。また、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑤禰ではなく本欄にカウントすること。

3. ⑤樹は、④欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、⑥⑧の平日・休日の考え方は2. 3. の考え方と同様である。

4. ⑥~⑪欄は、自市町村居住者について記入すること。

5.⑦欄は、平日の教育時間前後において標準4時間/日(教育時間との合計が8時間まで)、長期休業期間の平日において8時間/日、③欄は休日において8時間/日を超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。

6. ⑫欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。 (施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。) 7. ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(3)余裕活用型

国庫補助 基準額	<u>@</u>						
対象経費の 支出予定額	D						
開設準備経費(改修費等)	9						
利用見込児童数 (年間延人数)	(
事業実施 月数	4						\setminus
設置主体	<u></u>						\setminus
実施場所	8						\setminus
名称	$\overline{igoplus}$						\setminus
No.		1	2	3	4	2	발

(記入上の注意)

(4)居宅訪問型

		ı	ı			
国庫補助 基準額 (9))					
対象経費の 支出予定額 (8))					
開設準備経費 (改修費等) (7))					
<u>延人数)</u> 合計 (6)						
児童数(年間 4時間未満 ⑤)					
利用見込児 4時間以上 46 (4))					
事業実施用数)					\setminus
設置主体	0					\setminus
派遣元施設名称)					\
No.	-	7	က	4	2	냳

(記入上の注意) 1. ②欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。 3. ①欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

12. 病児保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	$\overline{\ominus}$	0	<u></u>
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分·加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分合計			

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)病児対応型 ア. 特定分

①基本分 加算分

							普及定着	着促進費		
各	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金(1日当たり)	事業 用数	利用見込児童数 (年間延人数)	改修費等	礼金及び賃借料	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
Θ	©	<u>(c)</u>	4	©	9	\bigcirc	<u></u>	6	(2)	
	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus						
· 甘 :										

(記入上の注意)

②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。
 ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
 ⑥欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
 ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
 8③欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 ⑩欄に記入する金額は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

②低所得者減免分加算

名称 うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144 (非課税世帯) お象経費の 日本 中			減免分加算	算適用(生活保護)延べ人数			
	14			生活保護法(昭和25年法律第 特に困窮していると市町村が	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	象 田予定	4HT 13/4
		1) (2)		4	(5)	9

イ. 一般分(改善分)

No. 名称 対象経費の 国庫補 支出予定額 基準額 1 ① 2 ② 4 ○ 5 ○	輔助 :額 ②						
名称 对象経費の 支出予定額 (庫						
	の領(
N - 2 8 4 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5 中 5	名称						
	No.	l	2	3	4	5	별

(記入上の注意)

1. 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ. 一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。 2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑩欄に記載される金額と重複しないこと。

(2)病後児対応型 ア. 特定分

①基本分 加算分

近畿 (1日当たり) 再業実施 利用見込児童数 改修費等 社金及び責借料 対象経費の 国庫補助 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (10) (10) (1日当たり) 月数 (年間延人数) (4日間延人数) (4日間2人) (5日間2人数) (6日間2人数) (7日間2人数) (7日間2人数)								普及定章	着促進費		
3 4 6 6 0 0 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	実施場所	上	運営主体	旺	利用料金 (1日当たり)	業民実数	利用見込児童数 (年間延人数)		礼金及び賃借料	象 出予定	国庫補助 基準額
		2	(m)	4	©	©	(@	6		(1)
	\setminus	1	\setminus		\setminus						

(記入上の注意)

②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。
 ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
 ⑥欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
 ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
 (8) ⑧欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
 (6) ⑩欄に記入する金額は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

②低所得者减免分加算

Ah (非限分加算適用 対象経費の ま) 25、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144 (非限税 (非限税 世帯) 与しことの多要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認
田(生活保護)延べ人数 、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144 に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認 と世帯の利用延へ人数 (3) (4) (5) (5)
減免分加算適用 対象経費の 国車補助 (非課税世帯) 支出予定額 基準額 基準額 (4) (5)
象経費の 国庫補助 出予定額 基準額 ⑤
車補助 達額 (

イ. 一般分(改善分)

No. 名称 対象経費の 国庫補助 支出予定額 基準額 1 1 ① 2 ① 3 4 5 ○ 5 ○	9						
名称 对象経費の 支出予定額 (世诣						
64	$rac{1}{2}$						
No. 12 2 4 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	名称						
	No.	1	2	3	4	5	탉

(記入上の注意)

1. 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ. 一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。 2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑩欄に記載される金額と重複しないこと。

(3)体調不良児型 ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設)

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設)

国庫補助 基準額	(6)						
対象経費の 支出予定額	2						
事業実施 月数	4						\setminus
設置主体	3						\setminus
実施場所	2						\setminus
名	①						
№		-	2	3	4	2	븯

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(4)非施設型(訪問型)

L			杂声 奉車	H H	各 级建	田岸洋田
<u>.</u>	名称	設置主体	K 上 末数	が (1日当たり)	る を 出 を 出 を 出 を に な に な に 	三年 其進額
	1	2	 3		I	-
2						
က						
4						
2						
丰				\setminus		

(記入上の注意)

②欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
 ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

国库特胜	严押	 	(10)	
40公弗	と 多有可の サモター おおんり	E F	(£)	
備経費	冰和多沙红令 14	式 5 3	(I4)	
開設準	雅飞朝古朝"雅郊地		(13)	
ひとり親家	庭の利用支	湲	(12)	
	合同実施	市町村	(1)	
応強化事業	初年度体制整	華	00	
病児 緊急対	町村会	6	6	
	利用件数(年	間延べ数)	8	
	合同実施	市町村	(
	講習(24h以	上)の実施	9	
	士虫类	급	(5)	
基本事業		合計	4	
	員数	両方会員	3	
	会員	依賴会員		
		提供会員	①	

入上の注意

1. ⑤欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
 2. ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「O」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「O」は記入できないことに留意すること。
 3. ⑦欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。

⑨⑩⑫欄は、当てはまる取組を行っている場合に「〇」を記入すること。⑪欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。⑩⑭欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 4. 73. 0

 <</td>
 番
 号
 >

 平成
 年
 月
 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事印

平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成28年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 平成28年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
 - ●●市外 ●市町村分

平成28年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名		国庫補助所要額	
		特定分	一般分	合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
合詞	計(市町村分)			

平成28年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成28年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事	印
----------	---

- 1 この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成28年度子ども・子育て 支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は 平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。 ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変 更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
交付決定額	合 特 定 分 一 般 分 計	金金金金	円 円 円

- 3 この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
- 4 この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規 定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

< 番 号 >

平成28年度子ども・子育て支援交付金追加交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成28年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この交付金の交付の対象となる事業、その他は「平成28年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- 2 この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	合 計
今回交付決定額	金円	金円	金円
前回交付決定額	金円	金円	金円
差引追加額	金円	金円	金円

3 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成年月日とする。

別紙様式5 (平成28年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長印

平成28年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成28年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 平成28年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

平成28年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

業 名 総事業費 寄付金その他 差引額 対象経費の 国庫補助 選定額 国庫補助 国庫補助 国車補助金 医手引 の収入額 実支出額 基準額 基準額 基本額 所要額 交付決定額 受入済額 過不足額	(1) (2) (3(1)-(2)) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (10(-8))			次事業			免分加算合計 4分加算合計 4分加算合計	定 分 計		1/3	特定型 特定型		- 一根の大学の主義を表現しています。	(促進·能力活用事業	設等への巡回支援	排 時別支援教育·保育経費	次事業	1/3	活援助事業	* * * * * *			ットワーク機能強化事業 // パープログル // パープログー // パープログル //	5事業 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1/3	谷活用型及び居宅訪問型			受事業	股分 計	#III	
事業名		1. 特定分	延長保育事業	放課後児童健全育成事業	病児保育事業	事業費合計	低所得者減免分加算合計	特定分 計	1. 一般分	利用者支援事業	基本型及び特定型	母子保健型	実費徴収に係る補足給付を行う事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入施設等への巡回支援	認定こども園特別支援教育・保育経費	放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業	夜間養護等事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	一般型、余裕活用型及び居宅訪問型	幼稚園型	病児保育事業	子育て援助活動支援事業	一般分 計	台	

、加工・アールでは、 の欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。 2. ⑥欄には、⑥欄及び⑤爛を比較し、最も少ない額を記入すること。 3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。 4. ⑧欄には、①欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。 5. ①欄の「合計」には、①欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。 5. ①欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「1 特定分」「II 一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

市町村名

1. 利用者支援事業

国庫補助 基準額 ③					
対象経費の 実支出額 ②					
か所数 ①					
類型	1. 基本型	2. 特定型	小計(1+2)	3. 母子保健型	合計(1~3)

(記入上の注意) 1. ②③欄には、((1)基本型」((2)特定型」((3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

大心物に 性色工体 月数 (週かたり) (1日かたり) 事任職員 補助職員 計 準備経費 実支出額 まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	₹	出 中 十	*	事業実施	事業実施	事業実施品	職	貴の配置	-11	開設	対象経費の	国庫補助
	t È	10多高米	H H H	Щ	コあ数だ	1日あたり)	田	譺	盂	準備経費	実支出額	基準額
				4	(D)	9	()	<u>@</u>	6	9		(1)

(記入上の注意)

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他から該当するものを選択すること。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
4. ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(2)特定型

0~5歳児人口		認可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上
(H25.10.1、H26.10.1又は H27.10.1時点のいずれか多		認可保育所及び認定こども園の数が100以上
い方) ①	(2)	特定市町村又は待機児童50人以上(H27.4.1時点)

4

(記入上の注意)

1. ①欄は、1万人未満切上げにより記入すること。

લં છ

②欄は、特定型の補助要件として交付要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「〇」を付すこと。 ④欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他から該当するものを選択すること。 「の欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。 ⑥欄は、別を法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。 ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。

4. ന. ര

(3)母子保健型

r								1
国庫補助	基準額		(14)					
対象経費の	1.		(13)					
開設	準備経費		(13)					
1市町村	当たり単価の適用	の右無	(1)					
	盂		(1)					
の配置	補助職員		6					
職員の	專門職員	(兼任)	8					
	保健師等	(章任)	7					
事業実施	串調	(1日あたり)	@					
事業実施	四数	(週あたり)	(5)					
Ð #	事業 素 素 素 素	× C	4					
	運営主体		3					
	実施場所		2					
	名称		1					
	ė.			-	2	3	丰	
Ь	_							1

記入上の注意

1. ②欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、 民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、保健センター、その他から該当するものを選択すること。

③爛は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。 κi

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。

4. ⑪欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用す る場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、⑭欄は計欄のみ記載すること。

⑫欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。 S.

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の実も出額	国庫補助 基準額
	Θ	I	(M)
1. 一般型(保育短時間認定)			
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
持令			

1.②③編には「(1)一般型(保育短時間認定)」「(2)一般型(保育標準時間認定)」「(3)訪問型(保育短時間認定)」「(4)訪問型(保育標準 時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

国庫補助 基準額	8												
対象経費の 実支出額	7												
短時間認定 在籍児童数	(0)												
平均対象 児童数	(5)	前	後	三	級	三	後	三	後	三	級	三	後
延長時間	4	前合	後	前	領	前合	後	前合	後	前合	領	\	\setminus
事業実施 月数	3												
実施施設 の類型	2												
実施施設の名称	1												\setminus

・②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども図」「小規模へ・B」「小規模の「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
 3. ④欄は、実施要額4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
 4. ⑤欄は、実施要額4(1)④に基づく延長時間を記入すること。
 5. 「個欄は、実施要額4(1)④に基づく延長時間を記入すること。(例:前05後05合算1)
 6. 「個個は、実施要額4(1)④に基づく取り表別理整を記入すること。(例:前05後05合算1)
 6. ⑥欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を記入すること。(小数点以下第1位を四倍五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

国庫補助 基準額	8												
対象経費の 実支出額	3												
平均対象 児童数	6	前	後	温	級	温	後	温	後	温	後	温	後
延長時間		前	後	福	級	福	後	福	後	福	後		/
自園 調理等	4											\	//
事業実施 月数	3												/
実施施設 の類型	2												/
実施施設の名称	①												\
No.		-	_	·	7	٠	າ	-	†	L	,	+=	

(記入上の注意)

1.②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」 のいずれかを記入すること。

2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。3. ④欄は、自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。4. ⑤欄は、実施要緇4(1)④に基づく延長時間を記入すること。5. ⑥欄は、実施要緇4(1)④に基づく平均対象児童数を記入すること。

(3)訪問型(保育短時間認定)

国庫補助 基準額	3													
対象経費の 実支出額	(6)													
年間延ぐ 利用日数	5	症	後	前	級	前	後	듩	級	前	後	前	級	
延長時間	4	前合	後	前	後	前	後	前	後	前	後	\setminus	\	
事業実施 月数	3													
実施施設 の類型	2													
実施施設の名称	①												\	
No.		-	-	¢	7	¢	,	_	4	L	0	4	α	

(記入上の注意) 1. ②欄は、実施施数の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、実施報数の場合は「男子演の部分については切り捨てた値を記入すること。 3. ④欄は、実施要は(2.9(ご書と行進長時間を記入すること。 延長時間に結繁が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前05後05合算1) 4. 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4)訪問型(保育標準時間認定)

	国庫補助 基準額	\mathcal{D}												
	対象経費の 実支出額	6												
	年間延べ 利用日数		前	後	崱	後	荆	後	荆	後	荆	後	前	後
	延長時間	4	前	後	遍	後	遍	後	遍	後	遍	後		
	事業実施 月数	3												/
5/E)	実施施設 の類型	2												
+/奶问至(体育儒学时间感及)	実施施設の名称	①											\	//
/ i/J	Š.		-	-	·	7	c	2	-	t	Ц	,	#	

(記入上の注意) 1. ②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。 3. ④欄は、実施要綱4(2)④に基づく延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

田市常田	画庫備別 基準額	4				
计争绞带分	対象性質の実力の実施を対象	3				
童数(延月数)	教材費·行事費等 (給食費以外)	2				
支給児童数	給食費 (副食材料費)	\bigcirc				
			1号認定	2号認定	3号認定	合計

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

	類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		\bigcirc	(2)	(3)
<u> </u>	新規参入施設等への巡回支援			
2.	認定こども園特別支援教育・保育経費			
	合計			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

の国庫補助負基準額	4		\	\			
対象経費の 実支出額					<u> </u>	\	
事業実施 月数	(e)						
施設類型	8						
支援対象施設の名称	\bigcirc						
No.		_	7	က	4	2	=

(記入上の注意)

1. ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2)認定こども園特別支援教育・保育経費

	(C)						
国庫補助 基準額)						
対象経費の 実支出額	4						
対象児童数 (年間延数)	3						
施設類型	2						
施設名称	1						
No.		1	2	3	4	5	計

(記入上の注意)

1. ②欄は、以下から該当するものを記入すること。
 ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
 ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、 エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
 オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
 キ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、

③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人・・・・ の場合、3人+4人+5人+・・・の合計値) また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。 ٥i

市町村名

I. 特定分 放課後児童健全育成事業

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	E	E
放課後子ども環境整備事業	E	E
放課後児童クラブ支援事業	E	E
合計	E	田

(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

1. 一般分

放課後児童健全育成事業

以分	対象経費の	国庫補助
:	K H	年額
放課後児童支援員等処遇改善等事業	E	E
障害児受入強化推進事業	E	田
小規模放課後児童クラブ支援事業	E	田
合計	E	田

(記入上の注意) 1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

5. 放課後児童健全育成事業

1. 特定分

(1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上

市町村名

			3	Г											
	1 4 1 ()	ച車佣 <u>切</u> 基準額	(15)	Ш											
	対象経費	の実支出 額 額	(14)	E											
		速中30万 年月日 	(13)												
		新規開所 年月日 	(13)												
		公割 	(1)												か所
が10人来	#F	その他厚 生労働大 臣が認め る場合	(1)												
児童の数:	頫	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	6												
	∯ □	引 単数	8	丫											
		馬 開 開 門 門 門 門 門 数 器 数	7	誯蚦											
	長期休暇等分	開所時間	9		?	₹	₹	?							
況		長 開 開 所 時 時 時 時 間 数 時 間 数 時 間 数 時 間 数 が は は は は は は は は は は は は は は は は は は	2	開報											
開所状況	平日分	開所時間	4		≀	₹	₹	}	}	}	}	?	}	}	
	開所日数	加算对% 日数 (a)-250	3	Н											
		年間開所 日数(a)	Ü	Н											
	千 十	事業有名 (クラブ名)	①	•		2	8	4	5	9	7	8	6	10	合計(か所)
															I

(記入上の注意)
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することと、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ④⑥欄は、支援の単位ごとに作成することと、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
3. ⑤⑦欄は、「牧点第3位を切り捨てること。
4. ⑤又び⑩欄は該当するものに「1」を記入すること。
5. ⑪欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
5. ⑪欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
6. ⑫欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

(1)放課後児童健全育成事業 (イ)開所日数200日∼249日

市町村名

_			-												
	1 1	国庫補助基準額	(15)	E											
	対象終費	50 (本) (五) (五)	(14)	Æ											
		途中弱所 年月日	(13)												
		新規開所 年月日	(13)												
		是	(1)	\prec											か所
児童の数が10人来	頩	その他厚 生労働大 臣が認め る場合	(1)												
児童の数	<i>i</i>	山間地、 海業集 落、今き地 及び離島	6												
利用者に対する	ズ調査	調果 香記数 箱量	8												
利用者		調工工作	(£)	Y											
	 	児 連数 の)	`											
	長期休暇等分	開所時間	(5)		₹	}	}	}	}	}	}	}	}	}	
開所状況		馬 開 開 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門	(4)	開報											
開所	平日分	開所時間	3	ï	₹	?									
		年間開 所日数	8	Ш											
			①												か所)
	1 } }	事業者名 (クラブ名))
				1		2	ဗ	4	2	9	7	∞	6	10	

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ③⑤欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
3. ④欄は、小数点第3位を切り捨てること。
4. ⑦欄は、小数点第3位を切り捨てること。
4. ⑦欄は、次の条件を満たしている場合に「1を記入すること。
5. ⑥欄は、次の条件を満たしている場合に「1を記入すること。
6. ⑧極は、次の条件を満たしている場合に「1を記入すること。
7. ①欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
8. ⑧欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
9. ⑩及び⑩欄は該当するものに「1」を記入すること。
7. ⑪欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
8. ⑫欄及び⑬欄は、・乗度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入すること。
9. ⑩欄及び⑬欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。
9. 『利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。

(2) 放課後子ども環境整備事業

市町村名

(ア) 枚課後児童クラブ設置促進事業

			6	Œ					
	10 #4 #1 E	国 基準額							
	计各位推介	る 条 柱 員 の 実 支 出 額	(9)	E					
	±: l= 1\$ −> ++ •Ш ++	中町や行製計画 策定の有無	(5)						
	事業内容	備品購入等	(4)	を記入すること					
	業量	改修	(3)	該当するものに「」を記入すること					
国尼库书米		事業実施場所	(2)						
(1)		事業者名(クラブ名)	(I)						か所
>		世		_	2	8	4	5	一

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する場所 (例: 小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。 2. ⑤欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ環境改善事業

	国庫補助基準額	9	E					
	対象経費の 実支出額	(5)	E					
	市町村行動計 画策定の有無	4						
	幼稚園、認定こ ども園等におけ る実施の有無(新 規クラブ)	3						
说以晋事未	事業実施場所	2						
(1)	事業者名(クラブ名)	①						か所
\sum_{i}	laili.		1	2	3	4	2	中計

(記入上の注意) 1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。 2. ③欄には、放課後児童健全育成事業を幼稚園、認定こども園等で新たに実施するために、小学生向け遊具購入費用等を支弁する場合に「1を記入すること。 3. ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1を記入すること。

(2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

	事業者名(クラブ名)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		①	2
_		E	E
2			
3			
4			
5			
캶	単位 単元		

(工)倉庫設備整備事業

	国庫補助基準額	Œ					
	対象経費の実支出額 実支出額 ①	E					
(十)后年欧州亚州尹米	事業者名(クラブ名)						か所
1		-	2	က	4	2	和

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

国庫補助 基準額	4	E										
対象経費の実支出額	3											
年度途中から支援 員等を配置又は配 置できなくなった クラブについて、 支援員等の配置月 数(※)	(2)	7月										
事業所名(クラブ名)	1											合計 (か所)
		1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	Áπ

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を②欄に記入すること。

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (賃借料補助)

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することと、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

3. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を③欄に記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(移転関連費用補助)

		国庫補助 基準額	(5)	E					
		対象経費の 実支出額	4	EL					
(関連費用補助)	事業実施場所	移転後	3						
5	事業実	移転前	2						
(イ) 放課後児重クラフ連宮支援事業(移転関連費用補助)		事業所名(クラブ名)	(D)	1	2	3	4	2	合計 (か所)
7				_	.,	(,,	7		

記入トの注音)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することと、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○クラブB」等と区分して記入すること。

2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

国庫補助 基準額 (4)							
対象経費の 実支出額 ③							
実施主体 ②							
事業所名(クラブ名)						合計 (か所)	
lesti	-	2	3	4	5		

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することと、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ)放課後児童クラブ送迎支援事業

国庫補助 基準額	4	Ħ						
対象経費の 実支出額	®	E						
年度途中から事業を実施となる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)	4月						
事業所名(クラブ名)	(P)							合計 (か所)
		•	-	2	3	4	2	

(記入上の注意)

1.①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。2. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中に事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を②欄に記入すること。

1. 一般分

(4)放課後児童支援員等処遇改善等事業(7)家院 やおましまおどして従事する職員を配置(ア)家院 やおきしん 語めなれば無勢な娘生の音応き遅に主お当り ア従事する職員を配置

市町村名

r					_											, ,	
		国庫補助	其無額	i H	©												
		対象経費の	軍七王紹	i i i	@												
			児童虐待	早期発見への取組	9												
	1 世里 共	1		をなる	9	77											
	ジュートで		和"※知	治な策	2	等を記載する											\setminus
	キャ 名担当と「アの従事項」		保護者へ	の連絡・ 情報共有	\B	該当欄に主な取組内容等を記載すること											\setminus
			サボナの	十校にが情報共有	©	該当欄に主											\setminus
				その他の内容	(1)												\setminus
				4のも	=												
	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	I		气气	9	すること。											\setminus
	信余改善古名終与項目			手当の内容	6	については、内容を具体的に記入すること。											\setminus
				圳	<u>@</u>	付すこと。③①欄に											
				基本給	<u>(C)</u>	該当欄にOを付す											\
・順員を配	1	三 金 改 奉	する従事	極	9	丫											
ョとして化事りの				長期休暇等分	(D)		1	2	1	ł	ł	2	2	2	ł	2	\setminus
(ノ) 豕燵、子校寺との埋給及の情報文揆寺の肖及文抜に土担当として佐事りる職員を即直	開所状況	福和坦韬	(#1771 PM	平日分	4		1	₹	1	ì	1	1	1	2	1	₹	
ズ桜寺の			年間開所日	鰲	<u></u>												
の連絡及の情報	年度途中から事業	を実施又は実施し	なくなったクラブに	ついて、 中数 国数	®	日 4											
、子校寺の		1	業者の名称(クラフ名)		Θ												丰
(ア)		1	事業者の名称					2	3	4	2	9	7	3	٤	0	4 □
l		1	lall,			Ш		2	3	7	2	_	•	8	6	10	

(記入上の注意)
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
3. ③欄は1円未満の端数は切り捨てること。

		1	5月年(相以) 甘 淮 哲	語 計	8												
			る学性性の 日本中土格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		@												
		4		の打ち合わせ、協議会への参加	@	主な取組内容											
	世間	I	章待ケースの ■体的な支援 放課	内容等を関係の打り機関と検討・協議		実施											\setminus
	サトる担当と、 ての 従事項目	; ;	地域の保	健医療機関等と連携 携	(2)	トること											
	キたる担	1	節やそ 地域住居	の他公共施 設等の積極 的活用 カ	<u>(2)</u>	1内容等を記載す											\setminus
				の情報交換 設等 な相互交流 監禁	<u>@</u>	該当欄に主な取組内容等を記載するこ											/
			君	その他の内容 &	(2)	die											\setminus
			ļ	その他 その	=												
	1111日	I		河	9	くすること 。											\setminus
:する常勤職員を配置	信余改善古名給与項目	1		手当の内容	<u></u>	については、内容を具体的に記入すること。											
事する常勤		()無圭	<u> </u>												\setminus
担当として従				训	®	該当欄に〇を付すこと。③①欄											\setminus
成支援に主		細		基本	9	人 該当欄に〇											\setminus
等の育		賃金改	する従事	本 数													
はとの連携・協力		88+	7年[8]	長期休暇等分	(g)		?	2	?	1	?	2	?	2	?	>	\setminus
(イ)(ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事	開所状況	200	無別時間	平日分	4		1	2	ł	ł	1	2	ł	ł	1	2	\setminus
び情報交換等			年間開所日		<u></u>												
等との連絡及	年度涂中から事業	を実施又は実施し	なくなったクラブに	ついて、その実施 月数	8	ヶ月											\setminus
「家庭、学校	41		事業者の名称(クラブ名)		Θ												丰
$(\mathcal{A})(\mathcal{F})\mathcal{O}_{\mathcal{A}}$			事業者の名詞				1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	⊲ □

(記入上の注意)
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、本度中から導案を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
3. ③帰畑の「実施」楣には、放課後子供数室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
4. ③畑は1円未満の端数は切り捨てること。

(5) 障害児受入強化推進事業

市町村名

	(D)	Œ										
国庫補助基準額												
対象経費の 実支出額	4	H										
年度途中から支援員 等を配置又は配置できなくなったクラブ について、支援員等 の配置月数	3											
障害児数	2	Y										
事業所名(クラブ名)	\bigcirc											合計 (办所)
lilli.		1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	,-

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。2. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を③欄に記入すること。

別表2

(6) 小規

	国庫補助基準額	Ы			
市町村名	対象経費の 実支出額 ⑤	臣			
•	年度途中から 支援員等を配 置又は配置で きなくなった クラブについ て、支援員等				
	放課後児童支援員等数 援員等数 ③	Υ			
業量	児童数	Υ			
小規模放課後児童クラブ支援事業	事業所名(クラブ名)				合計(か所)

9

(記入上の注意)

3

5

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。 2. ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

6. 子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	$\overline{\bigcirc}$	(S)	(C)
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
수計			
- +			

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

				利用	利用児童数(延ベ日数)	数)			
ė	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	2歲未滿児·慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		2	3	4	(5)	9	(7)	8	6
-									
2									
3									
4									
2									
盂									
	1								

(記入上の注意)

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
3. ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
4. ①欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

				当 居	利用児童数(延入日数	()				
-	也 本 大 大 元 の な 発	+午=凡1年口二	具体的な施設種別	本間 美	加斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯		児童の送	開設	対象経費の	国庫補助
<u>.</u>	末胞を受りるが	加設性別	+1 0	区門及	₩ ₩		当の手格	淮備经費	宇七十四	其淮貊
			スぱ 里親や保育士等の数	基本分	宿泊分	米上でです米	ark K	式 堂 手	音 K	音 十 1
	(I)	©	<u>®</u>	4	②	9	<u>(b)</u>	<u>@</u>	6	(2)
-										
2										
က										
4										
2										
盂								\setminus		
(=)	(母が色コ にほ)									

(記入上の注意)

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
2. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
3. ③欄は、②欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
4. ⑧欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名

1	国庫補助 基準額		8	
# # # # + + + + + + + + + + + + + + + +	对家裕黄の 事专出籍	(
-	訪問对家 家庭数×20%	Ĭ	$(6)(5)\times0.2)$	
-	訪問对家 家庭教	Ĭ	(5)	
	家庭訪問数		4	
	の実施	専門的相談支援	3	
取り組み内容	7番条	育児·家事援助	2	
	業 今 ⊉校∠──女	7	①	

(記入上の注意

- 1. ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「〇」を記入すること。
 2. ②③欄は、養育訪問支援事業において、該当する支援を実施している場合に「〇」を記入すること。
 3. ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。
 4. ⑤欄は、乳児家庭全戸訪問事業の対象となる全家庭数を記入すること。
 5. ⑥欄は、⑤訪問対象家庭数に20%を乗じた家庭数を記入すること。(端数処理はしないこと。)

8. 養育支援訪問事業

1 1	国軍備助 基準額	(5)	
. #	対象格質の実力を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	4	
	助産師等によ る訪問支援	3	
訪問件数	専門的相談支援	2	
	育児・家事援助	1	赤大ツコ にほ/

(記入上の注意) 1. ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 _.

			· ·	1
4	国庫備助 基準額	6		
# #7 # -	対象栓質の 実支出額	8		
地域作民への	周知を図る取 組			
坊問事業等との連携	実施要綱3 (4)②の取組	(9)		
	実施要綱3 (4)①の取組	(5)		
地域ネットワー	ク構成員の専 門性向上	4		
地域ネットワー	ク関係機関の 連携強化	3		
の専門性強化	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	2		\ .
調整機関職員	児童福祉司任用資 格取得のための研 修 (講習会)	①		年代 (二、二)

- (記入上の注意) 1. ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。 2. ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「〇」を記入すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

市町村名

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基進額
	\odot	[⊚ {
1. 一般型			
5. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置•小規模型指定施設(一般型)	<u></u>		
4. 連携型			
合計			

(1)一般型

									ı
国庫補助	基準額	@							
対象経費の	実支出額	(
備経費	礼金及び賃借料	9							
謝設準	改修費・備品購入費	<u>(19</u>							
重對全案用阻	業の実施	(4)							
1	地域支援	(2)							
地域の子育て 专将活動の展	開を図るための取組	(1)							
従来のセン	ター型実施の 有無								
平均利用	_	9							
黒2	슈計	6							
職員の配置	非常勤職員	<u>@</u>							
専任	常勤職員	©							
開報時間	(1日当たり)	9							
群設日教	(週当たり)	(D)							
事業実施	三数	4							
*		<u>@</u>							
1	美胞場別	0							
1	名	①							\ 村 大 日
_	9		1	2	3	4	2	丰	C L=/
			_	-	-	-	-	_	•

(記入上の注意)
1. ②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、別かは、日途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
4. ⑥欄は、別数日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす 最低の時間数を記入すること。
5. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の①のアを利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
6. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②の力の(ア)~に加えの3を記号を全て記入すること。
7. ⑰欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②の力の(ア)~に加うち該当する記号を全て記入すること。
8. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②の力の(ア)~に加う主義記号を全て記入すること。
9. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記載すること。
9. ⑪欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2)出張ひろば(一般型)

£		9						
国庫補助	基準額							
対象経費の	実支出額	(9)						
備経費	礼金及び賃借料	8						
開設準	改修費・備品購入費	\mathcal{Q}						
计达型用	和子相数 (1日当たり)	9						
開設時間	(1日当たり)	(5)						
開設日数	,U	4						
事業実施	月数	3						
山泥牛夕野	5	2						
出記中の特	日がた古代	1						
ş	į		-	7	3	4	2	‡

①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること

③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。

⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。 ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の①のアを利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。 ⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

0, ω, 4, π,

⁽記入上の注意) 1. ②③欄には、〔(1)一般型」〔(2)出張ひろば(一般型)」〔(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」〔(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(3)経過措置·小規模型指定施設(一般型)

国庫補助 基準額							
対象経費の 実支出額	(1)						
開設年月日 (H19.3.31以前でなけ れば対象外)	\oplus						
保健相談(週3 回程度実施)の 有無	(2)						
事業内容	6						
平均利用 親子組数 (1日当たり)	∞						
専任職員の配 置	(J)						
開設時間 (1日当たり)	9						
開設日数(週当たり)	<u>(D</u>						
事業実施 月数	4						
運営主体	<u></u>						
実施場所	0						
格	\odot						
<u>-</u>		-	2	3	4	2	丰
Z		L					.,

(記入上の注意

②欄は、公共施設、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、幼稚園、専用施設、公民館、その他から該当するものを記入すること。
③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
⑧欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)のdの(a)を利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)のdの(a)~(c)のうち該当する記号を全て記入すること。
⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)の基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の②のキの(イ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。

9, 6, 4, 6, 6, 7, 8,

(4)連携型

国庫補助	基準額	(4)						
対象経費の	1名	(2)						
備経費	礼金及び賃借料	(1)						
開設準	改修費·備品購入費	(
利用者支援事	相	9						
地域の子育て力を高	める取組の実施	6						
平均利用	税十幅数 (1日当たり)	∞						
専任職員の配	鮰	0						
開設時間	当当た	9						
開設日数	当た	(D)						
事業実施	月数	4						
大小沙里	H	<u></u>						
地計沖丰	医鸡	0						
夕鞋	ģ Ģ	\odot						
	<u> </u>		1	2	3	4	2	†=

(記入上の注意

②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他から該当するものを記入すること。 ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。 ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。 ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。 ⑧欄は、地域子育で支援拠点事業実施要綱の4の①のアを利用した親子組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。 ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。 ⑪伽は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業の実施の有無を記入すること。

- 36.6.6.6.6.7

11. 一時預かり事業

市町村名

国庫補助 基準額	(C)						
対象経費の 実支出額	<u>@</u>						
か所数	Θ						
類型		1. 一般型	2. 幼稚園型	3. 余裕活用型	4. 居宅訪問型	小計(1+3+4)	合計(1~4)

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)一般型」「(2)幼稚園型」「(3)余裕活用型」「(4)居宅訪問型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

業長能 特別保育等対象 保育士 家庭的保育者 合計 間 別が日の 会時至過程 会計至過程 表立出額 基立的 対象外 平日 (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) <td< th=""><th>2</th><th></th><th></th><th></th><th>1</th><th></th><th>利用児童</th><th>重数 (年間</th><th>延人数)</th><th></th><th></th><th>担当職員</th><th>員の配置</th><th></th><th>開所時</th><th></th><th>#A Hill #F GR</th><th>#</th><th>開設準備約</th><th>径費</th><th>費の</th><th>lim</th></td<>	2				1		利用児童	重数 (年間	延人数)			担当職員	員の配置		開所時		#A Hill #F GR	#	開設準備約	径費	費の	lim
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2	布	拖場	出開	事業 四 2 2	別保育		喽	育等対		丰	屈	研修受	슈큐	冒	照四日数	奉幹空施設 地	有	修費等和	盘	盤	基準額
1 2 3 4 5 5 長時間 5 5 長時間 1 1 1 1 1 1 1 1 1					× C	对象外	日出							_								
								うち長時間	I =-	业												
						<u>(G)</u>	9			<u></u>	9	\equiv 	2	(2)	((£)	9	(@	e	8	(Z)
	-																					
	7																					
4 to the control of t	က																					
	4																					
	2																					
	ıjııa		\setminus												\setminus							

)から該当するものを記入すること。 1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他(

2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。

3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

4. ⑦欄は、平日において4時間/日、⑨欄は休日において8時間/日を超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。

5. ⑩~⑫欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。

6.①欄に、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。

7. 基幹型施設の場合は、⑥欄に「〇」を記入すること。

8. 地域密着エ型として実施している場合には、⑪欄に「〇」を記入すること。

9. ⑩⑪欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2)幼稚園型

	対象経費の 国庫補助	ΤN		(F)							
	開設準備経費	重等)		(2)							
施設当たり年	間部に利用されて	心自数(十 日·在籍園	児)	(1)							
(,	籍園児以外	П	うち長時間	\Box							
市町村分	幼稚園在第	平日十休		9							
人数)(自			うち長時間	6							
年間延べ	:籍園児	休日		@							
用者数(/	幼稚園在		うち長時間	(C)							
承		田出		9							
:間実施	数	1	I £	ഥ							
施設の年	Ш	1		4							
	犯署主体	N N N		<u></u>							
	施設所在地	市町村名		0							
	夕野			\bigcirc							
	-	j E			1	2	က	4	2	盂	

1. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2. ④欄は、長期休業期間の平日に実施する場合もカウントすること。また、休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑤欄ではなく本欄にカウントすること。

3. ⑤樹は、④横にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、⑥⑧の平日・休日の考え方は2. 3. の考え方と同様である。

4. ⑥~⑪欄は、自市町村居住者について記入すること。

5. ⑦欄は、平日の教育時間前後において標準4時間/日(教育時間との合計が8時間まで)、長期休業期間の平日において8時間/日、③欄は休日において8時間/日を1時間以上超える場合の年間延べ利用見込者を記入すること。

6. ①欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。 (施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数(在籍園児の平日利用分に限る)を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。)

7. ③欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(3)余裕活用型

国庫補助 基準額	<u>@</u>						
対象経費の 実支出額	(C)						
開設準備経費(改修費等)	9						
利用児童数 (年間延人数)	<u>(D</u>						
事業実施月数	4						\setminus
設置主体	<u></u>						\setminus
実施場所	0						\setminus
名称	$\overline{\oplus}$						\setminus
į		-	2	3	4	2	븯

(記入上の注意) 1. ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。 2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。 3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。 4. ⑥欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(4)居宅訪問型

_		<u> </u>						
国庫補助	基準額	<u></u>						
	実支出額	<u>@</u>						
開設準備経費	修費等)	©						
人数)	마타	<u> </u>						
童数(年間延	4時間未満	<u>(0</u>						
利用児童	4時間以上	4						
事業実施	声 数	<u>ල</u>						\setminus
14年	H	0						\setminus
定事 计特别 夕 软	心尼以在	Θ						
2	į		ŀ	2	3	4	2	ΗΞ

12. 病児保育事業

	類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		①	2	3
Μ.	. 特定分			
_	1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
_	2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
_	3. 体調不良児対応型			
_	4. 非施設型(訪問型)			
	事業費合計			
	1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
	2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
	低所得者减免分加算合計			
·-	一般分			
_	1. 病児対応型			
_	2. 病後児対応型			
_	3. 体調不良児対応型			
	一般分合計			

(記入上の注意) 1. ②③欄には、〔(1)病児対応型」〔(2)病後児対応型」〔(3)体調不良児対応型」〔(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)病児対応型 ア. 特定分

①基本分 加算分

No. 名称 実施場所 利用定員 利用股金 事業実施 (1日当たり) 利用股章数 月数 政修費等 (年間延入数) 改修費等 (本間延入数) 社会及び賃借料 (本間延入数) 支支出額 (本間延入数) 基準額 (本間延入数) 2 (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (10) 3 (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (10) 4 (1) (2) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (10) 5 (1) <th></th>										
名称 実施場所 利用定員 利用料金 事業実施 利用児童数 (4間延人数) 市用児童数 (年間延人数) 対象経費の (年間延人数) ① ② ④ (1日当たり) 月数 (年間延人数) ① 次修費等 (年間延人数) 社会及び賃借料 (年間延人数) 実支出額 (9)		国庫補助基準額	Û							
名称 実施場所 運営主体 利用定員 利用料金 事業実施 (1日当たり) 利用児童数 月数 改修費等 (年間延人数) 社金及び賃借 ① ② ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑥		対象経費の 実支出額	1							
名称 実施場所 運営主体 利用完員 利用料金 事業実施 月数 利用児童数 (年間延人数) 改 ① ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	旨促進費	礼金及び賃借料	6							
名称 実施場所 運営主体 利用定員 利用料金 事業実施 利用児童数 (1日当たり) 月数 (年間距人数) (1日当たり) 月数 (年間距人数) (1日当たり) 月数 (年間距人数)	普及定	改修費等	8							
名称 実施場所 運営主体 利用定員 (1日当たり) 月数 (1日当たり) 日本 (1日主) 日本		利用児童数 (年間延人数)	(
名称 実施場所 運営主体 利用料金 (1日当た) (1日当た)		業兵	(9)							
名称 実施場所 運営主体 利用定員 (1) (2) (3) (4)		利用料金 (1日当たり)	(5)						\setminus	
名称 実施場所 運営主体 (1) (2) (1) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		Щ.	4						\setminus	
名称 実施場 (1)		運営主体	3							
各		実施場所							\setminus	
00 - 2 C 4 C + 1		名称	①							· # · · · ·
		ġ.		1	2	3	4	2	발	==,

(記入上の注意)
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。
3. ⑥欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。
3. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑧③欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
5. ⑩欄に記入する金額は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

②低所得者减免分加算

		l				
減免	減免	分加算適用	適用(生活保護)延べ人数			
格格			うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延ぐ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①		2	3	4	(2)	(6)

イ. 一般分(改善分)

対象経費の国庫補助実支出額基準額①①						
各						\setminus
No.	Į.	2	3	4	2	냳

(記入上の注意)

1. 「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ. 一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。 2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑩欄に記載される金額と重複しないこと。

(2)病後児対応型 ア. 特定分

①基本分 加算分

		\Box							
	国庫補助 基準額								
	対象経費の 実支出額	(I)							
 	礼金及び賃借料	(6)							
普及定着促進費	改修費等	8							
	利用児童数 (年間延人数)								
	事業実施 月数	9						\setminus	
	利用料金(1日当たり)	(5)						\setminus	
	利用定員	4							
	運営主体	3						//	
	実施場所	2						\setminus	
	各	(1)							· + : (- r
	<u> </u>		-	2	3	4	2	발	

(記入上の注意) 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他()のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、幼立、民立のいずれかを記入すること。 3. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。 4. ⑧③欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 5. ⑩欄に記入する金額は、「イ. 一般分(改善分)」の①欄に記載される金額と重複しないこと。

②低所得者減免分加算

		減免分加算	加算適用(生活保護)延ベ人数			
%	名		うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延ペ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	(P)	8	(m)	4	(9
-						
7						
လ						
4						
2						
盂						

イ. 一般分(改善分)

77	8 分
----	-----

(記入上の注意)

1.「ア. 特定分①基本分・加算分」に記入されている施設において、「イ. 一般分(改善分)」の単価を適用する場合に記入すること。 2. ①欄に記入する金額は、「ア. 特定分①基本分・加算分」の⑩欄に記載される金額と重複しないこと。

(3)体調不良児型 ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設)

			ı					
国庫補助 基準額	9							
対象経費の 実支出額	(2)							
事業実施 月数	4						\setminus	
設置主体	3						\setminus	
実施場所	2						\setminus	
各	\bigcirc							\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
<u>.</u>		1	7	3	4	2	발	L= /

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設)

								_
国庫補助 基準額	9							
対象経費の 実支出額	(5)							
事業実施 月数	4							
設置主体	3						\setminus	
実施場所	2						\setminus	
名称	\bigcirc							/井火モー こ
No.		1	2	3	4	2	탉	<u>-</u> /

(記入上の注意) 1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。 3. ④欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(4)非施設型(訪問型)

© ©	Ŋ6.	各	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
		①	2	3	4	2	9
	1						
	2						
	3						
	4						
	1						

(記人上の注息) 1.②欄は、公立、民立のいずれかを記入すること。 2.③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

提本事業 金員数 支部数					
任会員数 大会員数 大部数 講習(24h以 合同実施 利用件数(年 近隣市町村会 初年度体制整 合同実施 市町村 間延べ数) 員の受入 備 市町村 援	北	J 平 T 用 主 淮 垓	4	(16)	
任会員 基本事業 新習(24h以 計画で4) 合同実施 利用件数(年 近隣市町村会 初年度体制整 合同実施 使の利用支 (24h以 計画を3) 自の受入 備 市町村 援	40级弗	多性证明	X	(I)	
供会員 基本事業 新田・緊急対応強化事業 10とり親家 開設 供会員 佐頼会員 西方会員 全部数 ま)の実施 中町村 間延へ数) 負の受入 備 市町村 援 原の利用支 (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (12) (13) (14) (15) (2) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (12) (13) (14) (15) (15) (16) (17) (18) <	備経	中世元15年年	国立の文書	(14)	
供会員 (本頼会員 西方会員 合計 名) 文部数 講習(24h以 合同実施 利用件数(年 近隣市町村会 初年度体制整 合同実施 庭の利用支 (本種会員 西方会員 合計 本町村 間延べ数) 員の受入 備 市町村 援 市町村 関延へ数) 目の受入 備 市町村 援 (本種会員 下町村 関係の受入 備 中町村 接 (本種会員 下町村 接 (本種会員) 中町村 接 (本種会員 下町村 を (本種会員 下町	恕	女排. 体	E K		
(共会員) 本事業 赤原子事業 赤原子事業 本の表施 本の表施 本の表面 大の実施 市町村 間延べ数) 真の受入 市町村 市町村 間延べ数) 真の受入 市町村 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)	り親	の利用	援	(12)	
供会員 基本事業 新児(24h以 合同実施 利用件数(年 近隣市町村会 初年度体制 1)		黑	ᆫ	(1)	
供会員 基本事業 新児・緊急対 (24h以 (24h)	化事	年度体制	華	①	
供会員 基本事業 支部数 講習(24h以 合同実施 利用件数(年 上)の実施 市町村 間延へ数) ① ② ③ (4) (5) ⑥ ⑦ ⑥ ⑦ ®	3.緊急	隣市町村会	の図	6	
供会員 体類会員 面方会員 面方会員 (4) (4) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		用件数(凤	8	
基本事業 会員数 事習(24h) 供会員 体類会員 両方会員 合計 支部数 上)の実施 ① ② 4 ⑤ ()		合同実施	市町村	7	
基本事業 会員数 本部数 ① ② ③ 4)		習(24	の実	9	
基本事業 供会員		描	급	(5)	
会員数 (1)	本事			4	
		員数	方会	③	
		会	ЦŲ	3	
			供会	\bigcirc	

市町村名

入上の注意.

1.30、欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
2. ⑥欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「O」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「O」は記入できないことに留意すること。
3. ⑦欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。

③⑩⑫欄は、当てはまる取組を行っている場合に「O」を記入すること。 ⑪欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。 ⑬⑭欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 4. 10. 0.

< 番 号 > 平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

〇〇都道府県知事印

平成28年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された平成<u>28</u>年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成28年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 平成28年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
 ●●市外 ●市町村分

交付金精算額市町村別内訳表 平成28年度子ども・子育て支援交付金

都道府県名

・ 一	KB CHI S																						
	合計																						
交付金(国庫) 受入済額	一般分																						
M	特定分																						
	合計																						
交付金(国庫) 交付決定額	- 8 分																						
	4																						0 1を討り ポスニノ
	合計																						· 차가 기부스 IT
交付金(国庫) 所要額 	一般 分																						いち いっぱい いいかい いっぱい いっぱい いいい こう いい
IV.)	4 公 公																						※「仮納筠 欄 一版 協会 が 本 ろ 惺 合 「
上門	7 7																					市町村分)	每 握 下 級 全
S		-	2	က	4	2	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20) ¦	※「污物

< 番 号 >

平成28年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日 < 発番 > をもって交付決定した平成28年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日 < 発番 > 事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

 特定分金
 円

 一般分金
 円

 合計金
 円

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事印

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

 <</td>
 番
 号
 >

 平成
 年
 月
 日

内閣総理大臣殿

〇〇市町村長印

平成28年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日<発番>により交付決定のあった平成28年度子ども・子育て支援交付金について平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に 基づく額の確定額又は事業実績報告額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控 除額(要国庫補助金等返還相当額)

金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

算 定 基 準 (案)

1区分	2整備区分	3 種 目	4	基	準	額	5	対 象 経	費
放児ラ1単た後ク(援あ)	創及改設び築	本体工事費	内閣では対連改内閣で(も等名のでは、も等ののでは、は終・通知のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7月13日府子本本部統括官通知 体の第1による う)の第1による 26年7月31日厚生 文部科学省生涯学校敷地内等におり 49, 、通知の第2によ	「子ども・子となる」 子といい課金を 子のでは、 大多のでは、 大りのでは、 はりのでは、	及とで必)請事務旅費理事6す既要Ⅰすこび一あ要に負施に費、料費%る存な事ると改体へと必費工要、印等又に、建公業こよ	認めた整備。 認要及のた整事費力のなるでは、 のするのでは、 のするのでは、 のするのでは、 のするのでは、 のするのでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 のないでは、 いいでは、 のないでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	物れ理を又簽込め通びの費を、た費物新めのる大含は費要っ信設額の限並め(を築る整も臣む工(なて運計は2度びにP買すと備のが。事工事、搬監工.とに必F収る認
		賃借料加算			6,	100千円	課後児	に土地を貸付 童クラブを勢 必要な費用	
	拡 張	本体工事費			た額とする。たた を上限とする。	ごし、創設に	整備に	後児童クラス 必要な工事 費及び工事	費又は工
		賃借料加算			6,	100千円	課後児 る場合 の拡張	に土地を貸付 童クラブを に必要な費り により必要 限る。)	整備す 目(施設
	大規模修繕	本体工事費	通知の第4 た額とする。		り内閣総理大臣が	ぶ必要と認め	模修繕	後児童クラス に必要な工! 負費及び工!	事費又は
		特殊附帯 工事費			15,	023千円		附帯工事に は工事請負弱	
		解本 本 な ま で 設 要 者 で の を 者 の の の の の の の の の の の の の	2 改築に 3 一部改 合又は仮 2により 4 大規模値	祭して仮設 築に際と や と た と り 閣総 理 大 閣 終 に 際 を 整 大 閣 総 理 た に に に に に に り に り に り に り に り に り に り	施設を整備する場	325千円 場合。 972千円 撤去第2の 上額とする。 する場合は、	又は工 設整備	撤去に必要な事請負費及でに必要な賃貸は工事請負責	び仮設施 昔料、工

算 定 基 準 (案) 1 区分 2整備区分 3 種 目 基 4 準 額 5 対象経費 病育をすめ設 児事実 の 設 調整中

算 定 基 準 (案) (南海トラフ法第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画に基づく整備)

1区分	2整備区分	3 種 目	4	基	準		額	5	対 象 経 費
放児ラブ	創及改設び築	本体工事費				32,	953千円	及とで必)請事務旅費理事6す既要Ⅰすこび一あ要に負施に費、料費%る存な事ると改体っと必費工要、印等又に。建公業こよ	後築的て認要及のす消刷をは相以物有及とりると、めなびたる耗製い工当下の財びが効場を、めなびたる耗製い工当下の財びが効場を離整内た工工め費品本い事す同買産既建率合う、備閣整事事直用費費、請るじ収購存物的にう施さ総備費事接で、及そ負額。の入建をで限う施さ総備費事接で、及そ負額。の入建をで限うした費をとうは費要っ信設額の限並め(を築る。ののる大含は費要っ信設額の限並め(を築る。ののる大含は費要っ信設額の限並め(を築る。が設備のが。事工事、搬監工・とに必下収る認
		賃借料加算				8,	052千円	土地位	告料
		特殊附帯 工事費			-	19,	830千円		附帯工事に必要な工 は工事請負費
		解体撤去 工仮整備 設整備工 事費			施設を解体した施設を整備で	1, する場	7 4 8 千円	又は工設整備(敞去に必要な工事費 事請負費及び仮設施 に必要な賃借料、工 は工事請負費

算 定 基 準 (案) (南海トラフ法第12条第1項の規定により定められた津波避難対策緊急事業計画に基づく整備)

1区分	2整備区分	3	種目	4	基	準	額	5	対 象	2 経	費
病事をすめ 設											
						調整中					